

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高山市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高山市長

公表日

令和2年1月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理・報告、裁定請求等の受理、保険料免除・猶予、学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務として行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の業務に使用する。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所等変更等の届出事務 ②年金手帳の再交付申請 ③年金受給に伴う裁定請求事務 ④国民年金保険料の免除等申請事務 ⑤年金生活者支援給付金の所得データの結合処理及び提供事務
③システムの名称	国民年金システム、介護保険システム、年金生活者支援給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金システムファイル、年金生活者支援給付金システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の31の項、95の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民保健部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高山市市民保健部市民課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高山市市民保健部市民課 506-8555 高山市花岡町2丁目18番地 電話:0577-32-3333

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年1月5日	I-7 請求先	高山市市民保健部市民課管理グループ	高山市市民保健部市民課	事後	組織編成変更後の提出による
平成30年1月5日	I-8 連絡先	高山市市民保健部市民課管理グループ	高山市市民保健部市民課	事後	組織編成変更後の提出による
平成30年1月5日	II-1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成30年1月5日	II-2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年10月31日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	I-1-2 事務の概要	<p>国民年金法等に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理・報告、裁定請求等の受理、保険料免</p> <p>除・猶予、学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務として行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の業務に使用する。</p> <p>①国民年金被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所等変更等の届出事務</p> <p>②年金手帳の再交付申請</p> <p>年金受給に伴う裁定請求事務</p> <p>③国民年金保険料の免除等申請事務</p> <p>【国民年金に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p>	<p>国民年金法等に基づき、国民年金に係る各種申請・届出の受理・報告、裁定請求等の受理、保険料免</p> <p>除・猶予、学生納付特例による届出・申請の受理等の法定受託事務として行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の業務に使用する。</p> <p>①国民年金被保険者の資格取得・喪失、種別変更、氏名・住所等変更等の届出事務</p> <p>②年金手帳の再交付申請</p> <p>③年金受給に伴う裁定請求事務</p> <p>④国民年金保険料の免除等申請事務</p> <p>⑤年金生活者支援給付金の所得データの結合処理及び提供事務</p> <p>【国民年金に関する情報連携】 番号法別表第二に基づき、市は情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報について照会を行う。</p>	事前	平成31年4月から受付を開始する年金生活者支援金事務に関する所得情報の提供について、平成31年2月より開始するため業務等について追記
平成31年1月8日	I-1-3 システムの名称	国民年金システム、中間サーバー	国民年金システム、中間サーバー、介護保険システム、年金生活者支援給付金システム	事前	平成31年4月から受付を開始する年金生活者支援金事務に関する所得情報の提供について、平成31年2月より開始するため業務等について追記
平成31年1月8日	I-3 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の31の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の31の項、95の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条</p>	事前	平成31年4月から受付を開始する年金生活者支援金事務に関する所得情報の提供について、平成31年2月より開始するため業務等について追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月8日	I-5-② 所属長	市民課長 田中 一美	市民課長	事前	組織編制後の変更提出による
平成31年1月8日	II-1 いつの時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年11月30日 時点	事前	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	II-2 いつの時点の計数か	平成29年10月31日 時点	平成30年11月30日 時点	事前	計数時点を最新のものに更新
平成31年1月8日	IVリスク対策		(項目追加による記載)	事後	特定個人情報保護評価書の 見直しによる
令和2年1月28日	表紙 評価書名	国民年金に関する事務 基礎項目評価書	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する 事務 基礎項目評価書	事後	すでに年金生活者支援給付 金に関する事務を「事務の概 要」には追加済であったが、当 該事務を評価していることを 明確にするため、評価書名を 修正
令和2年1月28日	I-1-① 事務の名称	国民年金に関する事務 基礎項目評価書	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する 事務	事後	すでに年金生活者支援給付 金に関する事務を「事務の概 要」には追加済であったが、当 該事務を評価していることを 明確にするため、事務の名称 を修正
令和2年1月28日	I-1-② 事務の概要	国民年金法等に基づき、国民年金に係る各種 申請・届出の受理・報告、裁定請求等の受理、 保険料免除・猶予、学生納付特例による届出・ 申請の受理等の法定受託事務として行ってい る。 ・特定個人情報ファイルは、次の業務に使用す る。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失、種別 変更、氏名・住所等変更等の届出事務 ②年金手帳の再交付申請 ③年金受給に伴う裁定請求事務 ④国民年金保険料の免除等申請事務 ⑤年金生活者支援給付金の所得データの結 合処理及び提供事務 【国民年金に関する情報連携】 番号法別表第 二に基づき、市は情報提供ネットワークシステ ムに接続し、各情報保有機関が保有する個人 情報について照会を行う。	国民年金法等に基づき、国民年金に係る各種 申請・届出の受理・報告、裁定請求等の受理、 保険料免除・猶予、学生納付特例による届出・ 申請の受理等の法定受託事務として行ってい る。 ・特定個人情報ファイルは、次の業務に使用す る。 ①国民年金被保険者の資格取得・喪失、種別 変更、氏名・住所等変更等の届出事務 ②年金手帳の再交付申請 ③年金受給に伴う裁定請求事務 ④国民年金保険料の免除等申請事務 ⑤年金生活者支援給付金の所得データの結 合処理及び提供事務	事後	情報提供ネットワークシステム による情報連携での情報照会 は行わないため、当該業務を 削除
令和2年1月28日	I-1-③ システムの名称	国民年金システム、中間サーバー、介護保険シ ステム、年金生活者支援給付金システム	国民年金システム、介護保険システム、年金生 活者支援給付金システム	事後	情報連携ネットワークシステム による情報連携を行う業務が ないため、中間サーバーを削 除

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月28日	I-2 特定個人情報ファイル名	国民年金システムファイル	国民年金システムファイル、年金生活者支援給付金システムファイル	事後	年金生活者支援給付金システムファイルが漏れていたため追加
令和2年1月28日	I-3 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、第68条の2	事後	法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令において、国民年金に関する事務の根拠条文の訂正及び年金生活者支援給付金に関する事務の根拠条文の追加
令和2年1月28日	I-4-① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	情報連携ネットワークシステムによる情報連携を行う業務がないため「実施しない」に修正
令和2年1月28日	I-4-② 法令上の根拠	[情報照会事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号、別表第二の48、50の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし [情報提供事務] 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 なし 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 なし		事後	情報連携ネットワークシステムによる情報連携は実施しないため、法令上の根拠を削除
令和2年1月28日	II-1 いつの時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新
令和2年1月28日	II-2 いつの時点の計数か	平成30年10月31日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	計数時点を最新のものに更新